



国土交通省北陸地方整備局建政部 記者発表資料

配布日時 取り扱い	平成30年9月3日 配布後に解禁
--------------	---------------------

「社会保険加入促進宣言企業」の公表について

– 社会保険加入に積極的に取り組み「行動基準」の遵守を宣言する建設企業リストを公表 –

建設業における社会保険加入対策にあたり、地域レベルでその取組の定着とさらなる促進の徹底を図ることを目的に、平成30年7月24日「富山県建設業社会保険加入推進地域会議」を、平成30年7月30日「新潟県建設業社会保険加入推進地域会議」を開催しました。（石川県においては平成31年1月頃開催予定）※

この会議では、「社会保険加入を進めるにあたって守るべき行動基準」（別紙参照）を採択し、当該「行動基準」の遵守を宣言する建設企業の募集を行ってまいりました。

今般、平成30年8月31日時点での宣言企業のリストを取りまとめましたので、公表いたします。

※ 「建設業社会保険加入推進地域会議」

本会議は、これまで建設業界と行政が一体となって進めてきた社会保険加入対策の徹底を図るとともに、より地域に根ざし取組への理解を広げるため、地域レベルでの取組として社会保険の加入に積極的に取り組む富山県・新潟県内の建設企業等を対象に開催しました。以下のURLに各県の宣言企業のリスト等を掲載しております。

富山県：<http://www.hrr.mlit.go.jp/kensei/sangyo/kensetsu/ninaite/toyama.html>

新潟県：<http://www.hrr.mlit.go.jp/kensei/sangyo/kensetsu/ninaite/niigata.html>

■ ■ ■ 「社会保険加入促進宣言企業」募集について ■ ■ ■

1. 対象者：富山県・新潟県での宣言企業を引き続き募集しております。

「富山県内に本店、営業所等を置く建設企業」又は「富山県内での施工実績を有する建設企業」
「新潟県内に本店、営業所等を置く建設企業」又は「新潟県内での施工実績を有する建設企業」

※法人、個人は問いません。 ※建設業関係団体への加盟、非加盟も問いません。

2. 申込： 別紙、「社会保険加入を進めるにあたって守るべき行動基準」に必要事項を記載のうえ、FAXにてお申し込みください。上記URLから申込用紙をダウンロードできます。なお、申込期限を設けておらず、宣言企業を隨時募集しております。

3. その他： 募集頂いた企業様は、「社会保険加入促進宣言企業」として、北陸地方整備局のホームページ上で、企業名、代表者名、所在地の公表しております。

また、募集頂いた企業様には、対外的にPRできるようなステッカー等を配布することにより、地域において社会保険加入対策に積極的に取り組みを支援致します。

【配布先】

新潟県政記者クラブ
新県政記者クラブ
富山県政記者クラブ
石川県政記者クラブ
その他各県専門紙

【問い合わせ先】

国土交通省 北陸地方整備局
建政部 建設業適正契約推進官 小柳
建政部 計画・建設産業課 課長補佐 青木
TEL 025-370-6571 FAX 025-280-8746

「社会保険加入を進めるにあたっての行動基準」

元請企業

- 工事を受注する際には施工に携わる作業員に係る法定福利費を適切に考慮し、ダンピング受注をしないこと
- 下請企業を選定する際には、法令上求められる適切な保険に加入していることを確認すること
- 施工する現場に携わる下請企業に対し、作業員を法令上求められる適切な保険に加入させることを求め、作業員が適切な保険に加入していることを確認すること
- 下請企業に対し、社会保険関係法令に関する正しい知識の普及に努め、下請指導ガイドラインに基づいた指導を行うこと
- 下請企業に対し、法定福利費を内訳明示した見積書の活用を促し、法定福利費相当額を適切に見込んだ金額で契約すること

下請企業

- 工事を受注する際には必要な法定福利費の額を適切に積算して法定福利費を内訳明示した見積書を提出し、ダンピング受注をしないこと
- 労働者である社員と請負関係にある者を明確に区分し、雇用する社員については、法令に従って必要な保険に加入させること
- (再下請に出す場合) 下請企業を選定する際には、法令上求められる適切な保険に加入していることを確認すること
- (再下請に出す場合) 下請企業に対し、作業員を法令上求められる適切な保険に加入させることを求める
- (再下請に出す場合) 下請企業に対し、社会保険関係法令に関する正しい知識の普及に努め、下請指導ガイドラインに基づいた指導を行うこと
- (再下請に出す場合) 下請企業に対し、法定福利費を内訳明示した見積書の活用を促し、法定福利費相当額を適切に見込んだ金額で契約すること

当社は、「富山県建設業社会保険加入推進地域会議」において採択された『社会保険加入を進めるにあたって守るべき行動基準』を遵守することを宣言します。

平成 年 月 日

ホームページで公表します。↑ ↓ポスター等の発送に使用します。	会 社 名	
	代 表 者	
	所 在 地	
	郵便番号	〒
	電話番号	
メールアドレス		

<送付先・問い合わせ先>

富山県建設業社会保険加入推進地域会議 事務局（北陸地方整備局 建政部 計画・建設産業課）

FAX 025-280-8746 ／ TEL 025-370-6571【直通】